

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(カタログ等の閲覧)</p> <p>第9条 事業者は、一般消費者に家電品を公開展示する場合は、当該家電品のカタログ、取扱説明書及び保証書を、一般消費者が閲覧できるようにしなければならない。ただし、施行規則で定める展示の場合は、この限りでない。</p>	<p>第33条 規約第9条に規定する「公開展示」とは、事業者直営のショールーム等における常設的展示をいう。</p> <p>2 規約第9条ただし書に規定する「展示」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 説明員を配置していないショールーム、ショーウィンドー等における展示（例えば、空港ロビーのショーウィンドーにおける展示）</p> <p>(2) 事業者の工場の構内における展示</p> <p>(3) 事業者の直接の管理に属さない展示場における展示（例えば、小売業者等の管理する展示場における展示）</p>